



ニューノーマル 創出支援事業

「ストップコロナ！対策認定制度」の認定を取得した
中小・小規模事業者が、新型コロナの時代に対応し、
連携して取り組む新たなビジネスを支援！

補助
上限額

100万円

補助率：3/4以内

制度イメージ

利用
できる方



支援する取り組み

新型コロナの時代に対応し、新たに取り組むビジネス
(※ハード事業は対象外)

実施期間 令和2年4月7日(火)～令和3年1月31日(日)

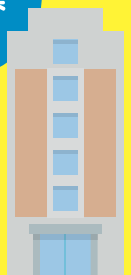
認定を取得した小売や
飲食サービス業等を営
む複数(3事業者以上)の
県内中小・小規模事業者
で構成するグループ

申請書の提出



補助3/4以内
(上限100万円)

群馬県



※審査会を開催し、
採択する取り組み
を選定します。

お問い合わせ

群馬県 産業経済部 経営支援課 流通・サービス業係(群馬県庁12階北側フロア)
TEL 027-226-3342 URL http://www.pref.gunma.jp/06/g09g_00366.html
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 FAX 027-223-7875 E-mail keieika@pref.gunma.lg.jp



ニューノーマル創出支援事業

「ストップコロナ！対策認定制度」の認定を取得した中小・小規模事業者が、3事業者以上集まって新たに取り組むビジネスプランを募集します。県は応募のあった提案に対して、審査会を実施したうえで、モデル的な取り組みを選定し、事業の実施を支援します。



ストップコロナ!対策認定制度とは?

県が業界団体等が作成したガイドライン等に基づき、感染症対策を適切に行っている事業者を認定する制度です。

認定を取得した事業者には、認定ステッカー等の配付や県ホームページへの掲載を行います。



対象事業者

ストップコロナ！対策認定制度の認定を取得した小売や飲食サービス業等を営む複数(3事業者以上)の県内中小・小規模事業者で構成するグループ

対象事業

新型コロナウイルスの時代に対応し、新たに取り組むビジネス活動(※ハード事業は対象外)

申請方法

①～③のいずれかの募集期間に県経営支援課あて申請書類をご提出ください。

※申請様式及び募集要項は県ホームページに掲載しています。

申請先: 県産業経済部経営支援課流通・サービス業係

事業実施期間

令和2年4月7日(火)～令和3年1月31日(日)

※既に実施済みの事業も対象となります。

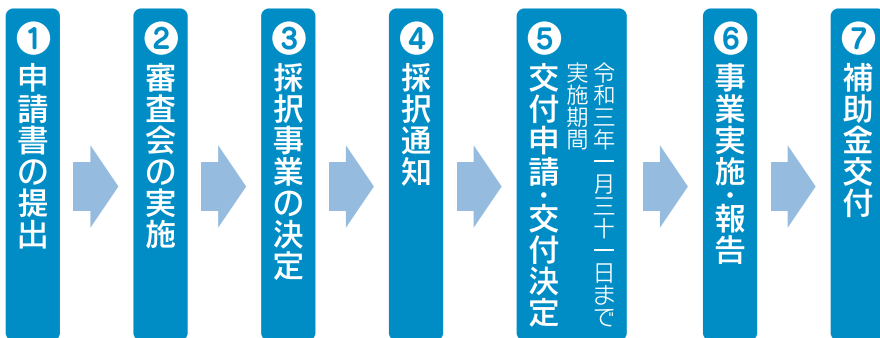
募集期間

- ① 令和2年8月12日(水)～令和2年8月28日(金)
- ② 令和2年9月14日(月)～令和2年9月25日(金)
- ③ 令和2年10月12日(月)～令和2年10月23日(金)

審査

提案のあった事業プランがニューノーマルに対応したモデル的内容かどうかを有識者や経済団体、金融機関等の関係者を交えて審査します。

制度の流れ



※令和2年4月7日以降に実施された事業が対象となるため、交付決定日以前に実施された事業も申請が可能です。



お問い合わせ

群馬県 産業経済部 経営支援課 流通・サービス業係(群馬県庁12階北側フロア)
TEL 027-226-3342 URL http://www.pref.gunma.jp/06/g09g_00366.html
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 FAX 027-223-7875 E-mail keieika@pref.gunma.lg.jp

